

木津川下流河川保全利用委員会規約

(趣 旨)

第 1 条 本規約は、「木津川下流河川保全利用委員会」（以下「委員会」という。）の設置について、必要な事項を定めるものとする。

(目 的)

第 2 条 委員会は、淀川水系木津川下流〔京都府八幡市（大阪京都府界）～京都府相楽郡笠置町（笠置橋下流端）〕において、周辺環境及び地域性に考慮しつつ、川らしい自然環境を保全・再生する観点に立って、占有のあるべき姿について検討を行い、占有施設の新設及び更新の許可にあたって、河川管理者に対して意見を述べることを目的とする。また、グラウンド等として使われている自由使用の河川敷について、河川管理者からの意見照会に応じて、意見を述べるものとする。

(組 織)

第 3 条 委員会の委員は別表－ 1 のとおりとし、河川管理者が委嘱する。

2 委員の任期は 3 年以内とし、再任は妨げないものとする。

(委員会)

第 4 条 委員会には委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在時は、副委員長が委員長の職務を代行する。

4 委員長は、河川管理者からの意見照会を受け、委員会を招集し開催する。

5 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。ただし、委員長がやむを得ない理由により委員会に出席できない場合は、副委員長が議長を代行する。

6 委員会は、委員総数の過半数の出席（リモート参加、委任状を含む）をもって成立する。委任状の書式は特に定めない。

なお、行政・公益法人等より参画する委員については、代理の出席も可とする。また、不測の事態により委員会の招集が困難と判断された場合、委員長が事務局と協議し、書面による意見交換等、委員招集に代わる方法を決定する。

(対象河川)

第 5 条 委員会が対象とする範囲は淀川水系木津川下流〔京都府八幡市（大阪京都府界）～京都府相楽郡笠置町（笠置橋下流端）〕の直轄管理区域とする。

(対象施設)

第 6 条 委員会において検討の対象とする占有許可施設は次の各号の河川法第 2 4 条の許可を必要とする施設とする。

- 一 河川敷占用許可準則第七第1項第一号イからハまでに掲げる施設及び第八号に掲げる施設
- 二 その他河川管理者が必要と認めた施設

(検討事項)

第7条 委員会は、次の各号の事項について検討する。

- 一 占用許可施設が河川環境に与える影響
- 二 占用許可施設が地域社会に与える影響
- 三 占用許可施設の転換等に関する事項
- 四 その他委員会が必要と認める事項

(意見聴取)

第8条 委員会は、必要に応じ、第三者の出席を求め意見を聴取することができる。

(情報公開)

第9条 委員会に関する情報は原則公開とし、情報公開の方法は委員会で定める。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は、国土交通省近畿地方整備局淀川河川事務所が委託した民間企業に置き、次の各号の事務を行う。

- 一 会議資料の作成
- 二 議事録の作成
- 三 会議内容のとりまとめ及び公表資料の作成
- 四 その他委員会庶務に関する事項

(規約の改正)

第11条 本規約の改正は、委員総数の三分の二以上の同意を得てこれを行う。

(雑則)

第12条 本規約に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は委員会において定める。

附則（平成16年 7月13日木津川下流河川保全利用委員会決定）

本規約は、平成16年 7月13日から施行する。

改正 平成21年12月 1日

改正 令和 元年11月22日

改正 令和 3年12月 1日

木津川下流河川保全利用委員会 委員名簿

R3.11. 現在

委員名		所属・役職	備考
副委員長	久保田洋一	(株)関西総合研究所 研究フェロー	まちづくり計画 地域活性事業 コンサルタント
	辻本 哲郎	名古屋大学 名誉教授	社会基盤 工学
	坂東 美紀	公益財団法人 京都府スポーツ協会 事務局長	
	宗田 好史	京都府立大学 文学部 和食文化学科 教授	都市計画
委員長	村上 興正	元京都大学 理学研究科 講師	野生動物 保護管理学
行政 委員		京都府 教育庁指導部 社会教育課 課長	
		京都府 府民環境部 自然環境保全課 課長	

(五十音順、敬称略)

○木津川下流保全利用委員会規約新旧対照文

改正後	改正前
<p>(委員会)</p> <p>第4条 委員会には委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。</p> <p>3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在時は、副委員長が委員長の職務を代行する。</p> <p>4 委員長は、河川管理者からの意見照会を受け、委員会を招集し開催する。</p> <p>5 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。ただし、委員長がやむを得ない理由により委員会に出席できない場合は、副委員長が議長を代行する。</p> <p>6 委員会は、委員総数の過半数の出席（リモート参加、委任状を含む）をもって成立する。委任状の書式は特に定めない。 なお、行政・公益法人等より参画する委員については、代理の出席も可とする。 また、不測の事態により委員会の招集が困難と判断された場合、委員長が事務局と協議し、書面による意見交換等、委員招集に代わる方法を決定する。</p>	<p>(委員会)</p> <p>第4条 委員会には委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。</p> <p>2 委員長は会務を総括し、委員会を代表する。</p> <p>3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が不在時は、副委員長が委員長の職務を代行する。</p> <p>4 委員長は、河川管理者からの意見照会を受け、委員会を招集し開催する。</p> <p>5 委員会の議長は、委員長がこれにあたる。ただし、委員長がやむを得ない理由により委員会に出席できない場合は、副委員長が議長を代行する。</p> <p>6 委員会は、委員総数の過半数の出席をもって成立する。</p>

附則

改正 令和 3年12月1日